

お知らせ

当番弁護士に同行した通訳人の 初回接見の通訳費用について

★2019年4月1日以降

「当番弁護士として出勤した場合の初回接見の通訳費用」が以下のとおり、変更になります。

- 受任に至らない場合……………弁護士会が負担 **〈変更なし〉**
- 援助制度を利用して受任する場合…援助制度から支出 **〈変更なし〉**
- 純粋私選契約で受任する場合……………（変更前）被疑者等が負担 ⇒（変更後）弁護士会が負担**

※純粋私選契約（援助制度を利用しない）で受任する場合を含めて、いずれの場合も、

初回接見の通訳費用を被疑者等が負担することはありません。

これまで、当番弁護士の初回接見に同行した通訳人の初回接見の通訳費用について、原則は弁護士会が負担しておりましたが、被疑者援助制度ないし少年付添援助制度を利用しない、いわゆる「純粋私選契約」となった場合に限っては、弁護士会は負担をせず、被疑者（被告人）ないし少年（以下併せて「被疑者等」といいます。）が負担をすることになっておりました。

この度、2019年4月1日以降に当番弁護士として初回接見をした事件については、「純粋私選契約」となった場合でも、弁護士会が初回接見の通訳費用を負担することとなりました。したがって、同日以降の初回接見については、純粋私選契約となるか否かにかかわらず、通訳費用は弁護士会が負担する（被疑者等負担となることはない）こととなりましたので、お知らせいたします。

なお、弁護士会が負担する通訳費用は、あくまで、初回接見の通訳費用のみです。2回目以降の接見等に係る通訳費用については、これまでと同様、弁護士会は負担しませんので、ご注意ください。

上記変更に伴い、通訳料請求書等の書式も変更となる予定ですので、2019年4月1日以降は最新の書式をお使いいただくよう、お願いいたします。

担当委員会 東京弁護士会 刑事弁護委員会
問い合わせ先 東京弁護士会 人権課 TEL：03-3581-2205